

(仮称) 焼津市文化振興計画策定について

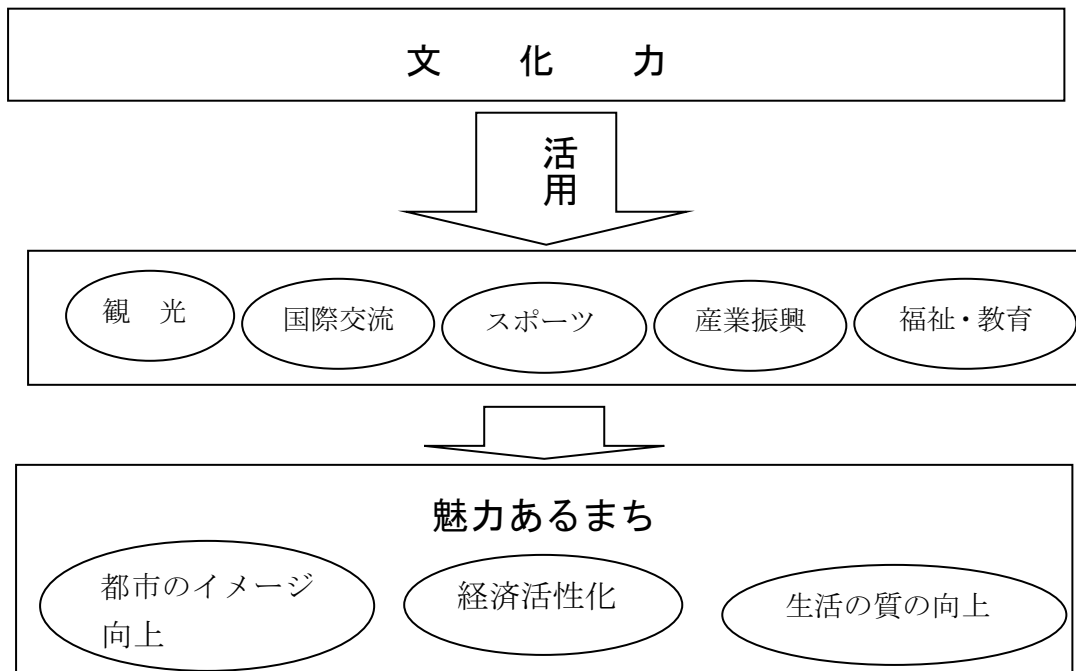
文化・交流課

焼津市文化振興計画策定方針

1 策定の趣旨

文化芸術は人々の生活に安らぎや心の癒しをもたらし、地域の文化は郷土への誇りや愛着の心を育てます。また、子どものころから質の高い文化芸術に触れることは、子どもたちの感性や創造性を育て、豊かな文化力の基礎を育てます。さらに、文化芸術活動の輪を広げ、継続することは、人と人の結びつきを強め、地域の絆を深めるとともに、観光や教育など様々な分野と連携することにより、地域の活力を向上させ、地域経済の活性化にもつながります。

本市においても、歴史ある都市として、心豊かな市民生活を実現するとともに、都市の魅力を高めていくため、まち全体で「文化」の振興を図り、「文化」の力をまちづくりに活かしていくことが必要であり、本計画において本市の文化振興にあたっての基本的な考え方や方向性を示す指針とするため策定するものです。



2 策定の背景

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国の文化芸術基本法の第4条において「地方公共団体の責務」として策定及び実施するものとされている“地域の特性に応じた施策”を計画的に実施するために策定するものです。

また、本計画は第6次総合計画で掲げる芸術文化部門に関する行政計画であり、総合計画と整合性を図るとともに、産業・都市計画・市民生活・教育などの部門と密接

な関係があるため、部門別の各計画との整合性も図り策定します。

そして、この計画が、本市の文化振興の方向性を提示し、さまざまな主体の連携を促すなど、市民の文化活動の道しるべとしても役立つことをめざします。

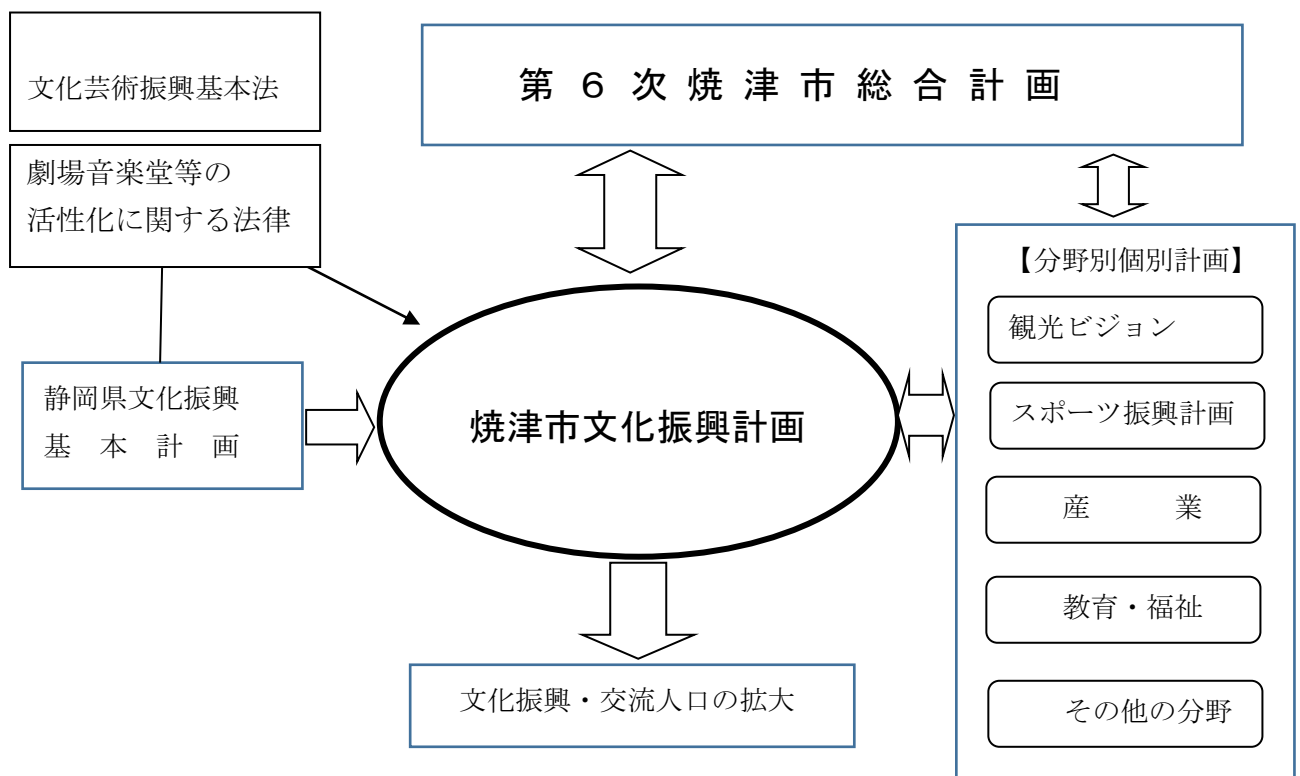
(2) 文化振興に関する国・県の取組

文化の必要性と芸術を取り巻く諸課題に取り組むため、国は、平成13年に「文化芸術振興基本法」を施行し、翌年「第1次文化芸術の振興に関する基本的な方針」(翌年「第1次文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成19年に第2次基本方針、平成23年に第3次基本方針)を閣議決定しました。また、平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を施行、翌年には「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を告示しました。

そして、「文化芸術振興基本法」は平成29年6月に改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造に活用することが盛り込まれ、法律名も「文化芸術基本法」と改められています。

静岡県においても平成18年の「静岡県文化振興基本条例」をはじめ、平成20年に「静岡県文化振興基本計画」が制定され、本年3月には、第4期計画が策定され、国同様に文化振興の推進を図っております。

「文化芸術基本法」、「劇場音楽堂等の活性化に関する法律」では、地方公共団体にも自主的かつ主体的に地域の特性に合った施策を策定、実施することが求められています。



(3) 文化カプロジェクト

国の第4次基本方針では文化芸術を「地方創生の起爆剤」と位置付けており、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において「文化カプロジェクト」の展開が検討されるなど、文化力は文化政策の基軸となるキーワードとなっています。

3 計画の名称

(仮称)「焼津市文化振興計画」とする。

4 文化の定義

この計画において「文化」とは、文化芸術基本法における芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財を主な範囲と考えます。ただし、文化という言葉が、生活様式、伝統、人の精神的活動等さまざまな意味で利用されていることから関連分野についても「文化」に含めます。

分野	例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱
生活文化・国民 娯楽及び出版 物	茶道、華道、書道、食、その他の生活に係る文化 囲碁、将棋その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
関連する分野	歴史、景観、デザイン

5 計画期間

本市の文化政策に関する中長期的な方針を明らかにするという性格を有している本計画は、概ね10年後を見据えた文化施策の方針を構築するものとします。

ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じ際には、必要に応じて見直しの検討を行います。

6 策定体制 別紙1のとおり

7 スケジュール 別紙2のとおり